

## 土浦市告示第123号

### 土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金交付要項

#### (趣旨)

第1条 この告示は、空家バンク制度の利用による空家等の活用を促進し、市内への移住及び定住の促進に資するため、予算の範囲内で土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム工事 住宅の修繕、改造、模様替え、増築、改築その他住宅機能の維持又は向上のために行う改修工事をいう。ただし、第7条に規定する申請者が自ら備品を購入して行うものを除く。
- (2) 登録物件 空家バンク制度への登録を受けた空家等をいう。
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び事務所、店舗、賃貸住宅その他これらに類する用途の部分が一体となったものをいう。
- (5) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び共用部分が独立して併存するものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、土浦市空家バンク制度実施要綱（令和3年土浦市告示第99号。第4条第3号において「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

#### (助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅は、登録物件のうち次に掲げるものとする。

- (1) 個人住宅
- (2) 併用住宅（個人住宅部分に限る。）
- (3) 併存住宅（個人住宅部分に限る。）

#### (助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（第6条第2項において「助成対象者」という。）は、自ら居住するために登録物件を購入し、リフォーム工事を

う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該登録物件に係る売買契約の相手方が2親等以内の親族でないこと。
- (2) 当該登録物件について、次に掲げる助成金の交付等を受けたことがないこと。

ア 土浦市住宅リフォーム費用助成金交付要項（平成26年土浦市告示第67号）による住宅リフォーム費用助成金の交付

イ 国、他の地方公共団体等による類似の助成金等の交付

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給

- (3) 実施要綱第11条第1項（第1号を除く。）の規定による空家バンク制度の利用の取消しを受けていないこと。

- (4) 第7条の規定による申請をする日において市税の滞納がないこと。

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（次条第1項において「助成対象経費」という。）は、次に掲げる工事に係る経費であって、その総額が20万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上のものとする。

- (1) 基礎、土台及び柱の修繕又は補強に係る工事
- (2) 外壁、屋根、<sup>ひさし</sup>庇、<sup>とい</sup>樋、内壁、天井及び床の設置又は修繕に係る工事
- (3) 塗装工事
- (4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備の新設又は切替に係る工事
- (5) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室及び便所の改修に係る工事
- (6) 建具の取替え等に係る工事
- (7) ベランダ及びバルコニー並びに門、塀等の外構の設置又は修繕に係る工事

（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、助成対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一の登録物件につき1回限りとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事に着手する前に、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しな

なければならない。

- (1) 土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) リフォーム工事に係る見積書及び内訳明細書の写し
- (3) リフォーム工事に係る売買契約書の写し
- (4) リフォーム工事に係る登録物件の外観及び施工予定箇所のカラー写真
- (5) 納税証明書その他の市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成金の交付申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、登録物件に係る売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成対象工事の内容変更等）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、助成金の交付の対象となったリフォーム工事（以下「助成対象工事」という。）の内容を変更し、又は助成対象工事を中止しようとするときは、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成対象工事変更（中止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成対象工事変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により助成金交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 助成金交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、助成対象工事が完了した日から起算して14日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 助成対象工事に係る領収書及び内訳明細書の写し
- (2) 助成対象工事に係る施工箇所のカラー写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、助成金の額を確定したときは、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金額確定通知書(様式第7号)により助成金交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた助成金交付決定者は、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、土浦市空家バンク住宅リフォーム費用助成金交付請求書(様式第8号)により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金交付決定者に助成金を交付するものとする。

(関係書類の保存)

第14条 助成金交付決定者は、助成対象工事に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、助成対象工事の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。